

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

(2) 総事業費の推移				単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	108,395	104,388	101,766	115,463	121,010
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	130,757	125,201	125,264	203,507	199,890
			事業費計 (A)	千円	239,152	229,589	227,030	318,970	320,900
	人件費		正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2
			延べ業務時間	時間	3,000	3,000	4,000	4,000	4,000
			人件費計 (B)	千円	12,606	12,192	16,884	16,760	16,760
			トータルコスト(A)+(B)	千円	251,758	241,781	243,914	335,730	337,660

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	乳幼児の疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図る目的から、昭和47年度から乳児医療費助成制度として栃木県下一斉に開始した。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	平成14年度から助成対象を5歳未満から就学前までに拡大した。 平成18年度から助成対象を就学前から小学校3年生までに拡大した。3歳未満は現物給付とした。 事業名を「乳幼児」から「こども」に変更した。 平成21年10月1日から市単独に助成対象を小学校3年生から中学校3年生までに拡大した。 平成22年度から県の補助対象が小学校3年生から小学校6年生までに拡大し、入院時食事療養費は廃止になった。 平成27年度から県において、現物給付方式を3歳未満から未就学児へ拡大した。市では単独で現物給付方式を小学校6年生までに拡大し、さらに、全年齢において500円の自己負担を無くした。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	・現物給付対象年齢の拡大 ・助成対象年齢の拡大 ・申請手続きの簡素化

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 県の子ども医療補助金交付要領及び真岡市こども医療費助成条例に基づき実施しているものであり、少子化社会に対応する施策の一環として、子育て支援充実の施策に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある こどもに対する疾病の早期発見・治療を促すことは、市の大きな責任であり、妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 県のこども医療補助金交付要領及び真岡市こども医療費助成条例に基づき実施しているため適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地はない ☒ 向上余地がある 償還払いにおける親の負担軽減を図るため、子育て支援のひとつとして、現物給付の対象年齢を引き上げ、手続きの利便性を図っていく。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 県の子供医療補助金交付要領及び真岡市こども医療費助成条例に基づき実施しているものであり、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 県の子供医療補助金交付要領及び真岡市こども医療費助成条例に基づき実施しているものであり、削減できない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の職員で実施しており、削減できない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 該当者全員を対象としており、公正・公平である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☒ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☒ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☐ 継続 償還払いにおける親の負担軽減を図るため、市単独で現物給付方式を中学校3年生までに拡大する。	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td>△</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>△</td><td>△</td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上			○	維持			△	低下		△	△
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上			○																				
	維持			△																				
	低下		△	△																				
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の2次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☒ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☒ 予算増大 ☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他2次評価会議で指摘された事項 (5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td>△</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>△</td><td>△</td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上			○	維持			△	低下		△	△
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上			○																				
	維持			△																				
	低下		△	△																				